

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

1 市の各部における平素の業務

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

【市の各部における平素の業務】

部局名	平素の業務
市長室	<ul style="list-style-type: none">・市国民保護協議会に関すること。・市国民保護対策本部に関すること。・避難実施要領の策定に関すること。・国民保護措置についての訓練に関すること。・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の伝達に関すること。・非常通信体制の整備（防災行政無線固定系の維持管理）に関すること。・国民保護に関する関係機関（国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関）との連絡調整に関すること。・自主防災組織との連絡調整に関すること。・情報収集・提供及び避難・救援に係る体制（他部に属さないもの）の整備に関すること。・国民保護計画の市民への周知、国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関すること。・避難及び救援に係る情報の把握に関すること。・生活関連施設の把握に関すること。・生活関連施設（他部に属さないもの）の安全確保に関すること。・備蓄物資調達、供給に係る各部、関係機関との連絡調整に関すること。・物資、資機材の備蓄に関すること。・備蓄、資機材の調達体制の整備に関すること。・特殊標章等の交付及び管理に関すること。
福祉部	<ul style="list-style-type: none">・救援に関する医療関係団体等との調整に関すること。・日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
環境部	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・学校における国民保護啓発に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none">・住民の避難誘導に関すること。・消防団との連絡調整に関すること。・特殊標章等の交付及び管理に関すること。

2 市職員の配備基準等

(1) 職員の迅速な配備体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の配備基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その配備基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた配備体制】

区分	体制	配備基準	配備内容
事態認定前	担当課体制	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	危機管理課職員が参集
	平塚市危機管理対策会議	市の全部課での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	原則として、市国民保護対策本部に準じて職員の参集を行うが、配備基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
事態認定後	担当課体制	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	危機管理課職員が参集
	平塚市危機管理対策会議	市の全部課での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	原則として、市国民保護対策本部に準じて職員の参集を行うが、配備基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
	国民保護対策本部	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全ての職員が本庁又は出先機関等指定された場所に参集

(4) 市国民保護対策本部員等への連絡手段の確保

市国民保護対策本部員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話等による連絡手段を確保する。

(5) 市国民保護対策本部員等の参集が困難な場合の対応

市国民保護対策本部員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び危機管理監の代替職員については、次のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び危機管理監の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市対策本部長（市長）	主管の副市長	その他の副市長	危機管理監
市対策副本部長 （主管の副市長）	危機管理監	国民保護主管課長	国民保護主管課担当長
危機管理監	国民保護主管課長	国民保護主管課担当長	国民保護主管課長 が指名する者

(6) 職員の服務基準及び配置

市は、(3) ~ のそれぞれの体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務及び配置を別に定める。

(7) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における配備基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(8) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを考慮し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を別に定める。

第2 関係機関等との連携体制の整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関等と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 関係機関等の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関等の連絡先を把握するとともに、関係機関等が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関等相互の意思疎通

市は、避難や救援等の個別の課題に関して関係機関等による意見交換の場を設けること等により、関係機関等との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 国との連携

(1) 自衛隊との連携

市は、自衛隊の部隊等の派遣要請に係る連絡が円滑に行えるよう自衛隊との連携を図る。

(2) 指定地方行政機関との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関と連携を図る。

3 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、消火・救急・救助、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の応援態勢の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援態勢の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援態勢の整備を図る。

5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関等との協定の締結等

市は、関係機関等から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、市は、市域内の事業所における人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護

措置の周知及び自主防災組織等の資機材の充実など活性化を推進するとともに、自主防災組織等相互間及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

(2) ボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境を整備するよう努める。

第3 通信体制の確保

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t)、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)、防災行政無線等非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、通信体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながら情報の共有化に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等につ

いてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

(2) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて湘南海上保安署との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する大規模集客施設等の施設について、県との役割分担を調整した上で定めるとともに、施設の管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、県と連携し、消防庁が運営する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集・整理・報告及び提供が円滑に行えるようあらかじめ必要な体制づくりを図る。

(2) 安否情報の収集に必要な準備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関等について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくなど、必要な準備をするよう努める。

(3) 安否情報の整理等に必要な準備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報を収集・整理し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15

日付消防災 2 6 7 号消防庁長官通知) に基づき、知事への報告及び関係機関、住民等への提供等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備する。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第6 研修及び訓練

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等の活用、又は外部有識者及び学識経験者を講師に招くなどの多様な方法により研修を行う。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織及び自治会のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関等と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

ア 図上訓練

イ 市国民保護対策本部職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練

ウ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

エ 避難誘導訓練及び救援訓練

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する市の取組

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、マニュアル（要領）を整備するとともに、次に掲げるもののほか、必要な基礎的資料を準備し、随時、更新を行う。

- ア 市内住宅地図
- イ 区域内の道路網のリスト
- ウ 輸送力のリスト
- エ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- オ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- カ 生活関連等施設等のリスト
- キ 関係医療機関のリスト
- ク 関係機関（国、県、公共機関等）の連絡先一覧、協定
- ケ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- コ 消防機関のリスト
- サ 墓地・火葬場等のリスト

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うなど、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難について、自然災害時の対応と同様に、自主防災組織を柱として地域における支援体制の確立を図るなどしつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性を考慮し、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関等（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル（要領）を参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、避難行動要支援者の避難方法についても配慮する。また、市は、発災時に避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法を定めておく。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援への備え

市は、県から救援に関する事務の一部を本市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合を考慮し、市が行う救援について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、迅速に救援に関する措置を行い、又は、補助することができるよう必要な事項について定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県及び関係機関等と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関等との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が把握する当市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

輸送力に関する情報

保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶等）の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定に関する情報提供等の協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、次に掲げる生活関連等施設のうち、市内に所在する生活関連等施設について、県又は自らが保有する情報に基づいて把握をするとともに、県との連絡体制を整備する。また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高压ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）
	9号	電気工作物内の高压ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

(2) 市が管理する公共施設等の安全確保

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、県警察との連携を取りながら安全の確保に努める。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

1 市における備蓄体制

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については、備蓄及び調達体制を整備する。

(2) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、資機材の相互供給体制等の必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 下水道施設の機能の確保

市は、その管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行い、国民保護に関し、住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、市は、弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において、住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について、平素から住民に対し、周知するよう努める。さらに、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。